

## 別紙

新型コロナウイルスについて、全美連共済のお問合せが増えております。  
加入者が新型コロナウイルスに感染した場合、以下の通りとなります。

### ◆総合福祉共済制度

- ・死亡…1口あたり100万円

※感染症による死亡1口あたり200万円ではありません。  
(対象となる感染症はパンフレットp.5「分類表」記載のもののみ)

- ・入院…5日以上の継続入院は、特別給付金「入院療養見舞金」対象  
(給付条件はパンフレット参照)

※病院事情により臨時施設等で医師の治療を受けた場合は、医師の  
証明書(診断書等)に基づき判断。

### ◆休業補償共済制度

- ・加入者本人が感染し、医師の見解で仕事を休んだ場合、対象。  
医師の見解による「治療要(自宅療養、入院)または自宅待機」が対象。

※自肅要請等による休業は対象ではありません。